

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱実施要領

(平成5年12月10日決裁)

改正 平成17年3月18日決裁

平成27年4月1日決裁

一年一月一日要綱(内規)第一号

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議書の提出)

第2条 対象施設の建設主及び管理者等(以下「建設主等」という。)は、要綱第8条の事前協議を行う場合には、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する確認申請書若しくは計画通知書又は都市計画法(昭和43年法律第100号)若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)等に規定する許・認可申請書を提出する30日前に「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議書」(様式第1号～様式第4号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出するものとする。

2 事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 公共的建築物等

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる建物等を明示したもの)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地の境界及び敷地内における建築物及び駐車場の位置並びに建築物の地盤面とその敷地及び道路との高低差等を明示したもの)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、寸法、各部分の名称及び「人にやさしいまちづくり整備基準」に示した整備箇所を明示したもの)

エ 整備・改善計画表(様式第5号)「公共的建築物等」関係

(2) 道路及びこれに付帯する施設

ア 全体計画

イ 関係図面{整備箇所(歩道の有効幅員、すりつけ勾配、交差点における切り下げ、車乗り入れ部、視覚障害者誘導用ブロック等)の構造が分かる図面等}

ウ 整備・改善計画表(様式第6号)「道路及びこれに付帯する施設」関係

(3) 公共交通機関に付帯する施設

ア 全体計画

イ 関係図面{整備箇所(上屋・ベンチ、歩道上の乗り場標示、行先案内板等)が分かる図面等}

ウ 整備・改善計画表(様式第7号)「公共交通機関に付帯する施設」関係

(4) 公園又はこれに類する施設

ア 全体計画

イ 関係図面 {整備箇所 (出入り口、園路、スロープ、階段、トイレ・水飲み器等) の構造が分かる図面等}

ウ 整備・改善計画表 (様式第 8 号) 「公園又はこれに類する施設」関係

3 市長は、前項に規定する図書のほか、特に必要と認める図書を提出させることができる。

(協議済通知書の交付)

第 3 条 市長は、対象施設の整備について協議が整ったときは、速やかに「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議済通知書」(様式第 9 号又は様式第 10 号。以下「協議済通知書」という。)を建設主等に交付するものとする。

(協議済通知書の添付)

第 4 条 協議済通知書の交付を受けた者は、その写しを建築基準法に基づく確認申請書若しくは計画通知書又は都市計画法若しくは土地区画整理法等に基づく許・認可申請書の提出の際に提出するものとする。

(報告及び確認)

第 5 条 対象施設の建設主等は、工事を完了したときは、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備工事完了報告書」(様式第 11 号又は様式第 12 号。以下「工事完了報告書」という。)を市長に提出することにより報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、第 2 条に基づく整備・改善計画表のとおり整備されているかどうかを速やかに確認するものとする。

(確認通知書及び適合マークの交付)

第 6 条 市長は、前条第 2 項の確認を終了したときは、直ちに「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備確認通知書」(様式第 13 号又は様式第 14 号。以下「確認通知書」という。)により、建設主等に対してその結果を通知するものとする。

なお、要綱第 2 条に規定する対象施設のうち、建築物については、少なくとも次の各整備箇所がおおむね要綱第 4 条の規定による整備基準を満たしており、すべての市民が安全かつ快適に施設を利用できると判断される場合は「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク」(様式第 15 号。以下「適合マーク」という。)を交付するものとする。

- (1) アプローチ
- (2) 玄関廻り
- (3) 出入り口 (屋内)
- (4) 廊下 (屋内通路)
- (5) 階段
- (6) エレベーター又はスロープ
- (7) トイレ
- (8) その他

(標示及び周知)

第7条 前条の規定による適合マークの交付を受けた者は、適合マークを当該施設の見やすい位置に標示するものとする。

2 市長は、要綱及びこの要領に基づく対象施設の整備状況を市民に周知するため、必要な措置を講じるものとする。

(総括)

第8条 要綱及びこの要領の総括事務は、建設部建築・公園課で行うものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日決裁)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱(内規)第一号)

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議書

「公共的建築物等」関係

[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議書

「道路及びこれに付帯する施設」関係

[別紙参照]

様式第3号(第2条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議書

「公共交通機関に付帯する施設」関係

[別紙参照]

様式第4号(第2条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議書

「公園又はこれに類する施設」関係

[別紙参照]

様式第5号(第2条関係)

整備・改善計画表

「公共的建築物等」関係

[別紙参照]

様式第6号(第2条関係)

整備・改善計画表

「道路及びこれに付帯する施設」関係

[別紙参照]

様式第7号(第2条関係)

整備・改善計画表

「公共交通機関にお付帯する施設」関係

[別紙参照]

様式第8号(第2条関係)

整備・改善計画表

「公園又はこれに類する施設」関係

[別紙参照]

様式第9号(第3条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議済通知書

「公共的建築物等」関係

[別紙参照]

様式第10号(第3条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議済通知書

「道路及びこれに付帯する施設」、「公共交通機関に付帯する施設」及び「公園又はこれに類する施設」関係

[別紙参照]

様式第 11 号(第 5 条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備工事完了報告書

「公共的建築物等」関係

[別紙参照]

様式第 12 号(第 5 条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備工事完了報告書

「道路及びこれに付帯する施設」、「公共交通機関に付帯する施設」及び「公園又はこれに類する施設」関係

[別紙参照]

様式第 13 号(第 6 条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備確認通知書

「公共的建築物等」関係

[別紙参照]

様式第 14 号(第 6 条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備確認通知書

「道路及びこれに付帯する施設」、「公共交通機関に付帯する施設」及び「公園又はこれに類する施設」関係

[別紙参照]

様式第 15 号(第 6 条関係)

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク

[別紙参照]